

2016年版 改定にあたって

平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止する観点から建築確認・検査の厳格化を図るため、建築主事等が行う確認審査とは別に、専門家が構造計算の適合性をチェックする構造計算適合性判定制度の創設などを柱とする建築基準法の一部改正が平成18年に行われ、平成19年6月20日より施行されました。

平成25年3月、大阪府及び大阪府指定構造計算適合性判定機関では、判定業務開始以降蓄積された判定事例についてのデータをもとに、構造計算適合性判定をより円滑に行うという観点から、「判定業務の指摘内容の違いを防止する」とともに「構造設計図書の品質の向上を図る」ため、「大阪府内の構造計算適合性判定に係る『よくある質疑事項の解説』」（以下、適判事例集という。）を発刊しました。

この適判事例集は、構造計算適合性判定の実務において多くの皆様にご活用いただきましたが、発刊後、建築基準法の改正（平成27年6月1日施行）による新たな構造計算適合性判定制度が開始され、また、建築基準法の構造関係規定の解説書である「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書」が発行されるなど、当該適判事例集も現状に見合うものに改定する必要が生じました。

このような状況下、今般、大阪府と大阪府委任構造計算適合性判定機関（一般財団法人大阪建築防災センター、一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人日本建築センター）では、大阪府内建築行政連絡協議会及び一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部の協力をいただき、適判事例集の改定作業を行うことになりました。

今回の改定では、「構造計算適合性判定の円滑化を図るため、判定においてよくある指摘事例の紹介およびその解説を行うことを趣旨とする『第1部 構造計算適合性判定指摘事例』」と「構造設計において有益であろう情報を提供することを趣旨とする『第2部 設計補助資料』」の2部構成とし、それぞれの趣旨を明確化しました。

『第1部 構造計算適合性判定指摘事例』では、構造計算適合性判定員の指摘のバラツキ防止及び設計者と構造計算適合性判定員との意思疎通を図ることを目的に、構造計算適合性判定員の指摘の趣旨を明確化し、その趣旨を類型化して、新たにランク付けを行いました。

また、『第2部 設計補助資料』では、構造計算適合性判定の現場において構造設計者と構造計算適合性判定員との間でよく議論される事項のうち、当該設計に関する知見が少ないものについて大阪府委任構造計算適合性判定機関が自主的に検討し、設計者の手助けになるであろう情報を取り纏めて提供することとしました。

今般、「大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集 一よくある指摘事例とその解説一」としてリニューアルした本書の趣旨をご理解いただき、構造設計者をはじめ構造計算適合性判定制度に関わる多くの方々に活用していただくことにより、さらなる構造計算適合性判定の円滑化、ひいては建築物の品質・信頼性向上に貢献することを願っております。

平成28年3月

大阪府住宅まちづくり部建築指導室